

砂川市訓令第21号

令和6年4月1日

砂川市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市公印規程の一部を改正する訓令

砂川市公印規程（昭和33年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

砂川市立ひまわり保育園 之印	社会福祉 課長	〃	25mm	1	保育事務用
-------------------	------------	---	------	---	-------

」

を

「

砂川市立ひまわり保育園 之印	子育て支 援課長	〃	25mm	1	保育事務用
-------------------	-------------	---	------	---	-------

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。